

令和8年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令 和 8 年 度 予 算 額		【うち社会保障財源化分】
地 方 消 費 税 交 付 金	156,916 千円	86,264 千円
		(単位：千円)

事 業 名		事 業 費	うち一般財源 () は、増収分交付金充当額	
社 会 福 祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	186,324	30,672	(6,038)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	157,432	155,743	(30,192)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	186,662	54,819	(10,351)
	小 計	530,418	241,234	(46,581)
社 会 保 険	国民健康保険	61,616	38,916	(7,763)
	介護保険	101,960	98,776	(18,119)
	後期高齢者医療	20,378	7,892	(1,725)
	小 計	183,954	145,584	(27,607)
保 険 衛 生	予防対策事業 (予防事業)	30,658	30,627	(6,038)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	37,577	30,928	(6,038)
	小 計	68,235	61,555	(12,076)
合 計		782,607	448,373	(86,264)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分のうえ、充当しています。